

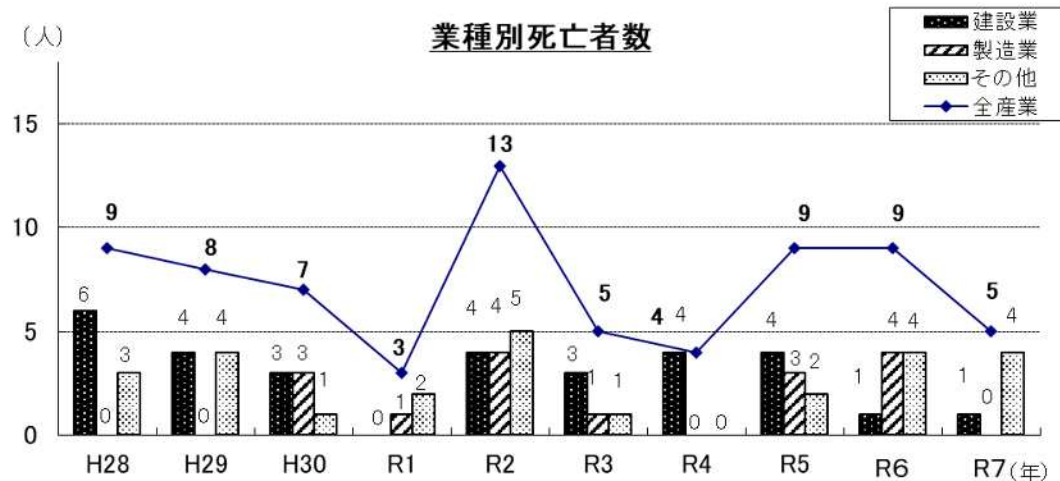
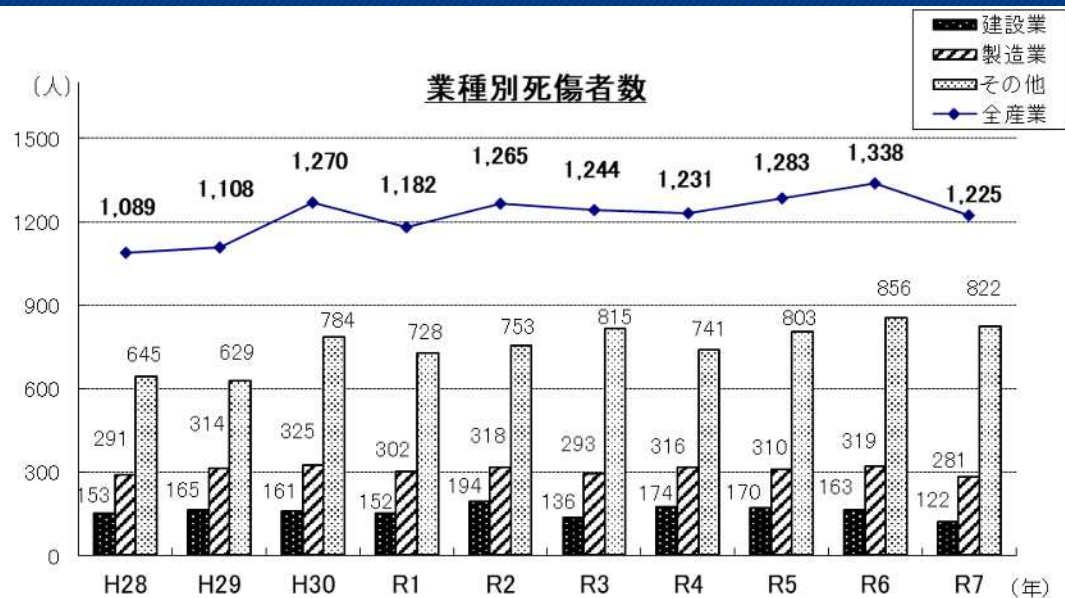
建設工事の安全衛生対策及び 適正な労務管理について

第1回	令和8年11月13日（金）	10：00～11：50
第2回	令和8年11月13日（金）	14：00～15：50
第3回	令和8年11月20日（金）	10：00～11：50
第4回	令和8年11月20日（金）	14：00～15：50

厚生労働省 佐賀労働局

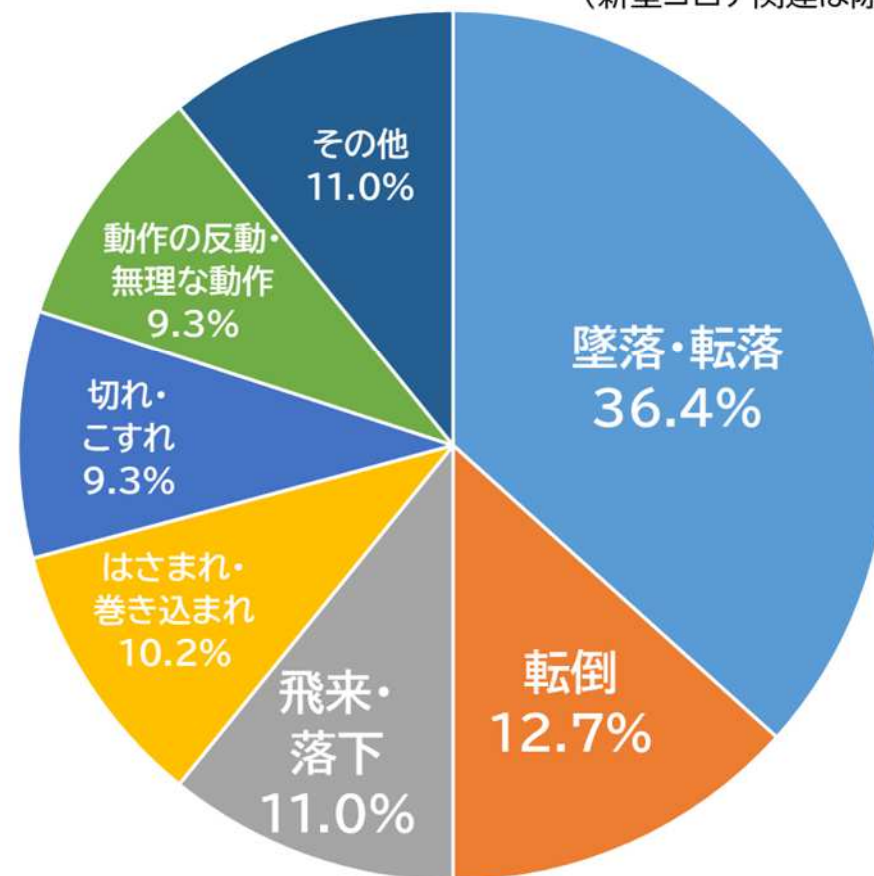
佐賀労働基準監督署
唐津労働基準監督署
武雄労働基準監督署
伊万里労働基準監督署

佐賀県における労働災害発生状況

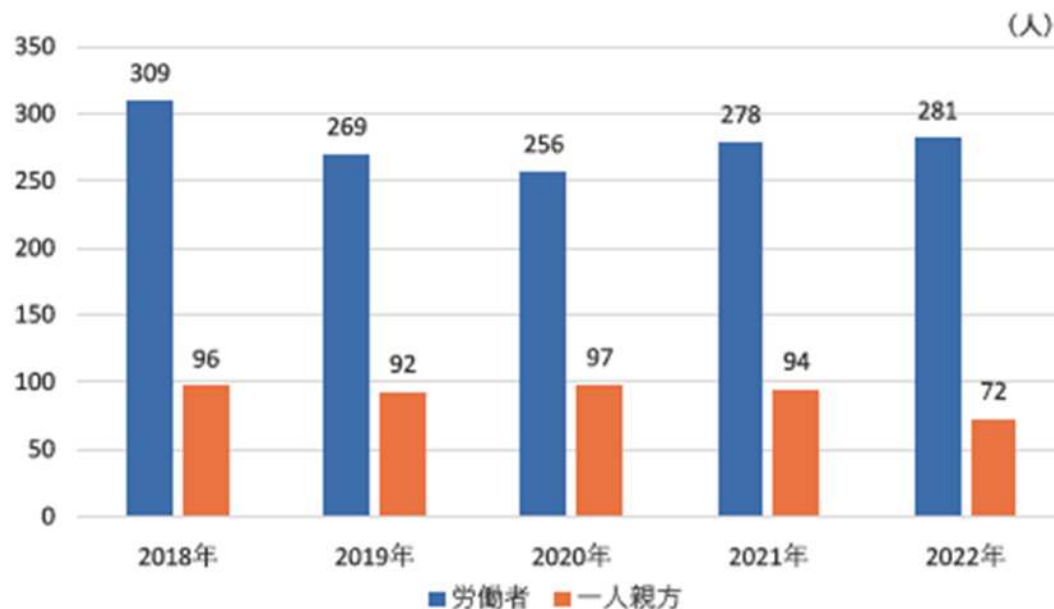


建設業における 令和7年事故の型別労働災害発生状況

(新型コロナ関連は除く)



建設業における一人親方の死亡災害発生状況



※労働者数に一人親方等の数は含まれません

図1-4 建設業の一人親方の死亡災害発生状況（過去5年間累計）

出典：厚生労働省 委託事業「令和5年度 建設業の一人親方等に対する安全衛生教育支援事業 資料」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001132016.pdf>

出典：木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル(建設業労働災害防止協会)

一人親方死亡災害の半数以上は建築工事で発生

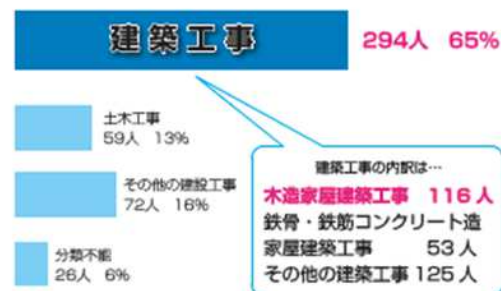


図1-5 一人親方の死亡災害の工事別発生状況（平成30年～令和4年累計）

出典：厚生労働省 委託事業「令和5年度 建設業の一人親方等に対する安全衛生教育支援事業 資料」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001132016.pdf>

墜落・転落災害が6割

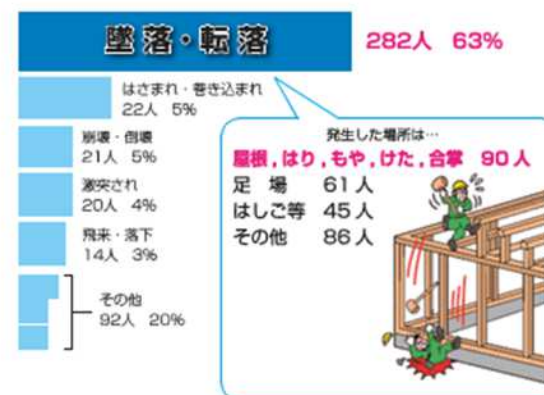


図1-6 一人親方の死亡災害における事故型別発生状況（平成30年～令和4年累計）

出典：厚生労働省 委託事業「令和5年度 建設業の一人親方等に対する安全衛生教育支援事業 資料」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001132016.pdf>

はしご・脚立等からの墜落防止

高さ2メートル**未満**からの墜落・転落災害は、高さ2メートル**以上**からのものよりも**1.5倍**多い

はしごの設置・使用方法(悪い例)

ウ 足場の作業床等上の不安定な場所にはしごを設置しない(図3-10)。



図3-10 移動式足場上ではしごを使用しない

出典：一般社団法人仮設工業会 令和2年3月31日発行
「建設業における仮設機材に関する死亡災害事例集」

②はしご上は、左右に身を乗り出したり、力を入れる行動を行わない(図3-12)。



図3-12 身を乗り出したり力を入れない

③はしごの突き出し部分には乗らない(図3-13)。



図3-13 接点より上の踏ざんに乗らない

ア 片手が塞がった状態で昇降しない(図3-14)。



図3-14 片手が塞がった状態で昇降しない

出典：一般社団法人仮設工業会 令和2年3月31日発行
「建設業における仮設機材に関する死亡災害事例集」

脚立の設置・使用方法(悪い例)

ア 天板に乗ったり、跨ったり天板に座らない(図3-28)。

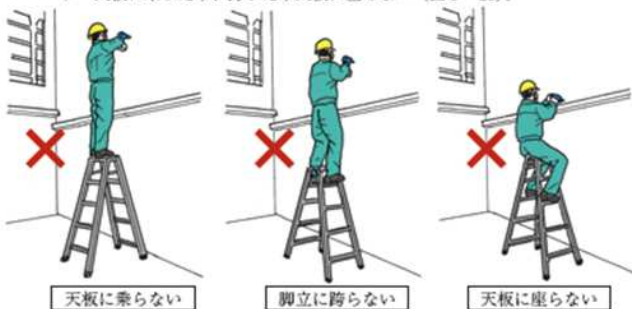


図3-28 危険な使用方法

①作業箇所に可能な限り近接したところに設置する(図3-16)。



図3-16 脚立の設置位置が不適切

イ 人や物の出入り口やドアの前等に設置しない(図3-21)。

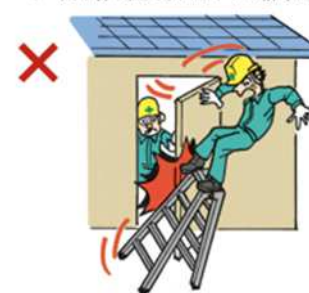


図3-21 ドアの前には設置しない

注意) やむを得ず出入り口やドアの前等に設置する場合は、コーンを置く等により注意喚起をする。

出典：木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル(建設業労働災害防止協会)

はしご・脚立等からの墜落防止

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気(晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- ☐ はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- ☐ (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- ☐ はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- ☐ はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- ☐ はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- ☐ はしごの足元に、滑り止め(転位防止措置)がある
- ☐ 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ☐ ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご(安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



出典「シリーズ・ここが危ない
高所作業」中央労働安全衛生協会編

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気(晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- ☐ 脚立は安定した場所に設置している
- ☐ 開き止めに確実にロックをかけた
- ☐ ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ☐ ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- ☐ 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- ☐ 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- ☐ 天板上や天板をまたいで作業をしない
- ☐ 作業は2段目以下の踏みさんを使用する(3段目以下がよりよい)
- ☐ 作業は頭の真上でしない
- ☐ 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立(安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



高さ2m以上での作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

出典：木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル(建設業労働災害防止協会)

はしご・脚立等からの墜落防止



足場

●シート等

- ① 建方作業前
足場先行工法においては、建方作業後壁つなぎ等による足場の補強が完了するまで、原則として、シート等を設置してはならない。建方作業前にシートを設置せざるを得ない場合は、風荷重等により足場が倒壊することのないよう、十分補強した上で設置。
- ② 建方作業後
・屋根及び足場の作業床等からの材料、工具等の飛来落下による災害を防止するため、シート等を設置することが望ましい。
・シートの自重及び風荷重を考慮して足場を十分に補強。
・足場の建地、布等の間隔に応じた寸法のものを使用。
・すべてのハトメで容易に外れないよう足場に緊結。

●屋根からの墜落防止

屋根勾配が6/10以上である場合又はすべりやすい材料の屋根下地の場合には、20cm以上の幅の作業床を2m以下の間隔で設置。



●軒先からの墜落防止

- ① 足場の建地を屋根の軒先の上に突き出し、その建地に手すりを設置。その手すりは、軒先から85cm以上の高さに設け、かつ、高さ35cm以上で50cm以下に中さんを設ける。
- ② 軒先と建地との間隔は、30cm以下。

●昇降設備

足場には階段を設置。踏面は等間隔で設け、幅は20cm以上、けあげの高さは30cm以下とし、手すりを設置。

●手すり等の取付け位置

手すりの高さは、85cm以上。
中さんの位置は、高さ35cm以上で50cm以下。

●幅木

物体の落下防止措置として、高さ10cm以上の幅木又はメッシュシート等を設置する。

●布の間隔

布の間隔は、2m以下。

●地上第一の布

地上第一の布は、2m以下の位置に設置。ただし、建地を二本組にした足場及び緊接する面が緊結されている構造の足場は、2.3m以下の位置に設置。

●壁つなぎ又は控え

- ① 建方作業前
各面に控えを設置。ただし、敷地が狭いので控えを設けることが困難な場合には全周を緊結。
- ② 建方作業後
各面に控えを設けた足場以外の足場にあつては、足場の全周を完全に組み上げ、各面を相互に緊結するとともに、速やかに各面に壁つなぎを設置。
建築物の構造等により壁つなぎを設けることが困難な場合には、火打ち及び圧縮材等を設け、かつ、足場の一面の長さが長い場合には頭つなぎを設けて足場を補強。

●筋かい

各面におおむね45度の傾きの筋かきを全周及び全スパンにわたって設置。

●根がらみ

- ① 根がらみは、できる限り低い位置に設置。
- ② 根がらみをはずした開口部等がある場合には、筋かい等で補強。

●作業床

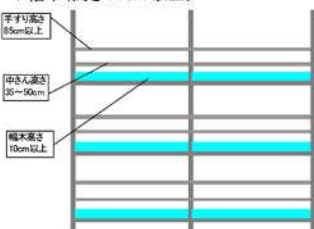
作業床の幅は、40cm以上。ただし、ブラケット側足場であつて40cm以上の幅の作業床を設けることが困難な場合には、24cm以上の幅の作業床とすることができる。

●敷板及び敷盤等

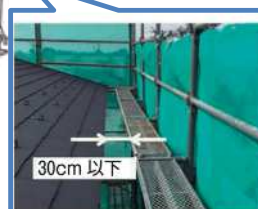
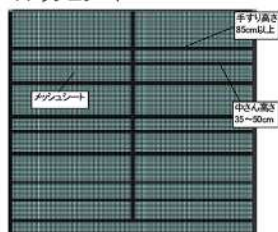
足場には敷板を用いる。ただし、地盤の不等沈下のおそれがない場合には敷盤等を使用することができる。不等沈下がみられる場合には、ジャッキ型ベース金具等により調整。

※ 軒先からの墜落防止として①及び②に加えて、軒先の高さに滑り止め用の布材を設置する等の工夫例が多くなっています。

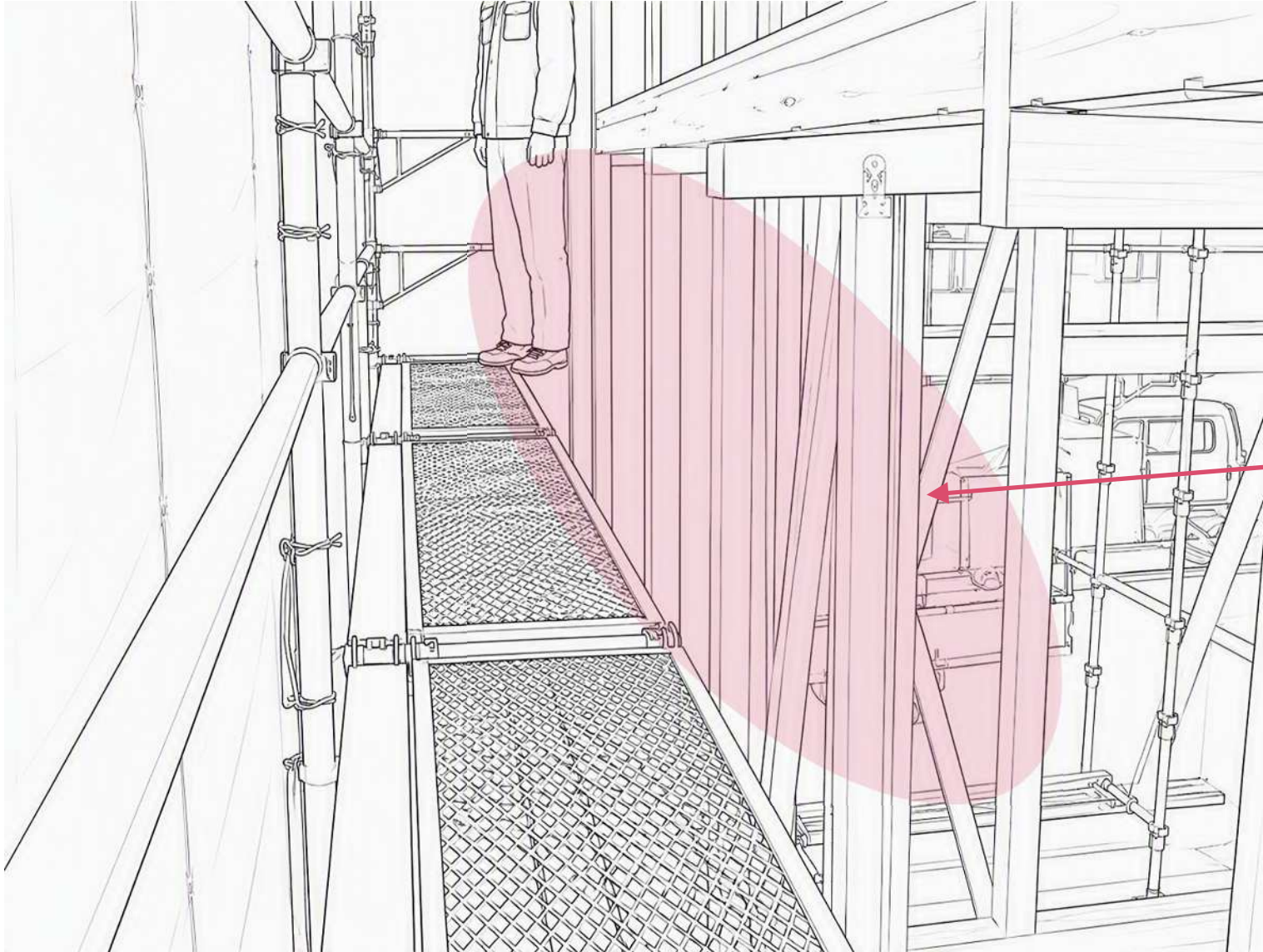
手すり(高さ85cm以上の位置)
+中さん(高さ35~50cmの位置)
+幅木(高さ10cm以上)



手すり(高さ85cm以上の位置)
+中さん(高さ35~50cmの位置)
+メッシュシート



足場からの墜落防止



足場の外側には手すりや中さんが設けられているが、建物側には設けられていない。
墜落防止措置及び物体の落下防止措置を設けるか墜落制止用器具が必要である。

足場からの墜落防止

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

(安衛則(注2)、構造規格(注3)等の改正、ガイドライン(注4)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合(高さが6.75m以下)は「胴ベルト型(一本つり)」を使用できます。



構造規格を満たさないものは使用不可

要件① 6.75mを超える箇所では、フルハーネス型を選定

2m以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用することが原則となります。

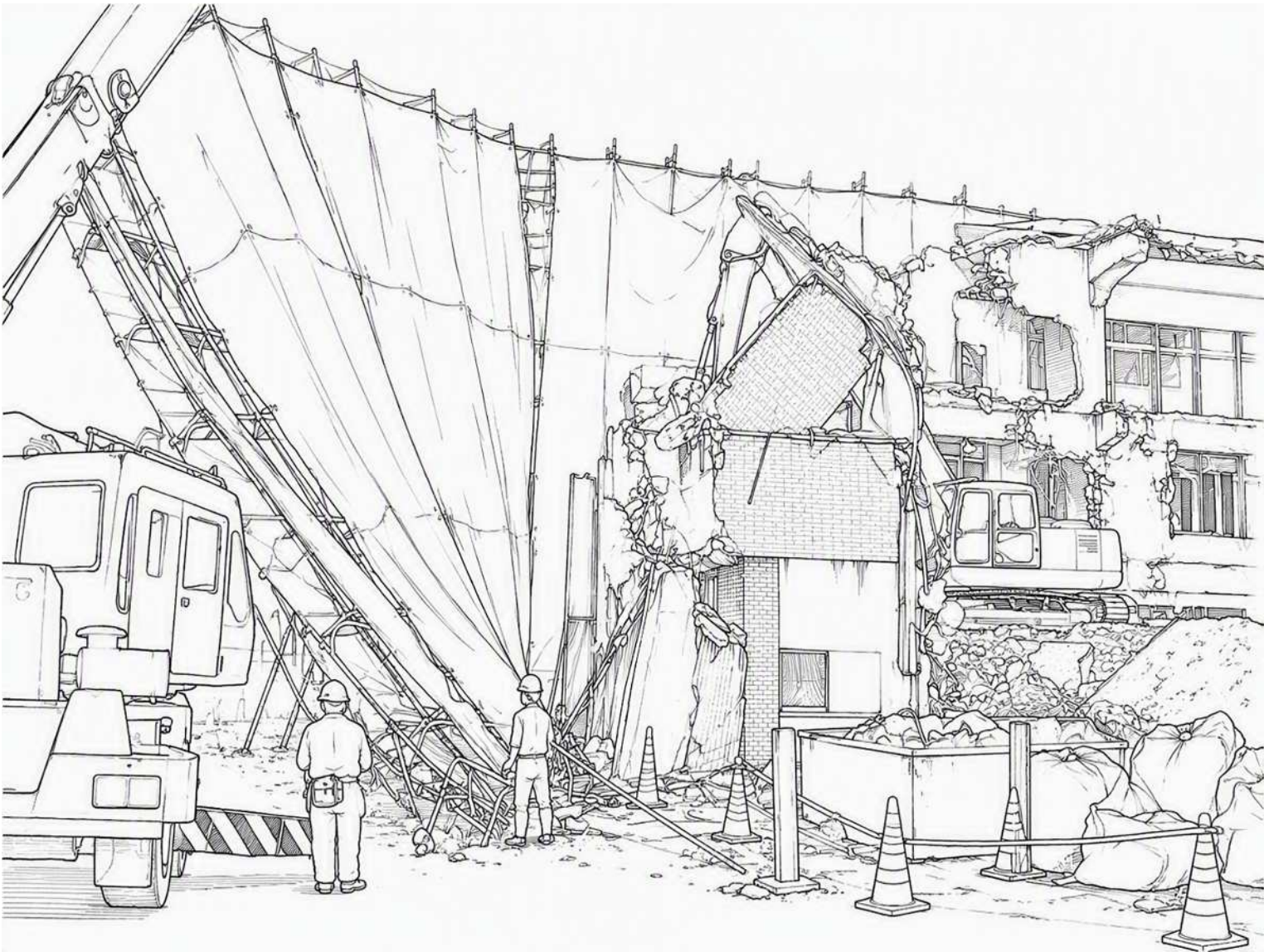
ただし、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合(高さが6.75m以下)は、胴ベルト型(一本つり)を使用することができます。

※ 一般的な建設作業の場合は5mを超える箇所、柱上作業等の場合は2m以上の箇所では、フルハーネス型の使用が推奨されます。

※ 柱上作業等で使用されるU字つり胴ベルトは、墜落制止用器具としては使用できません。U字つり胴ベルトを使用する場合は、フルハーネス型と併用することが必要となります。



足場の倒壊防止



建物の解体現場において、外部足場を設置する際は、壁つなぎを設けることが困難な場合が多いため、控えを設けるなど倒壊防止措置を講じること。

一側足場の使用範囲

1

一側足場の使用範囲が明確化されます

安衛則第 561 条の 2 (新設)

R6.4.1
施行

令和 6 年 4 月 1 日以降、幅が 1 メートル以上の箇所[※]において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が 1 メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

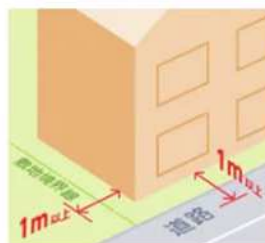
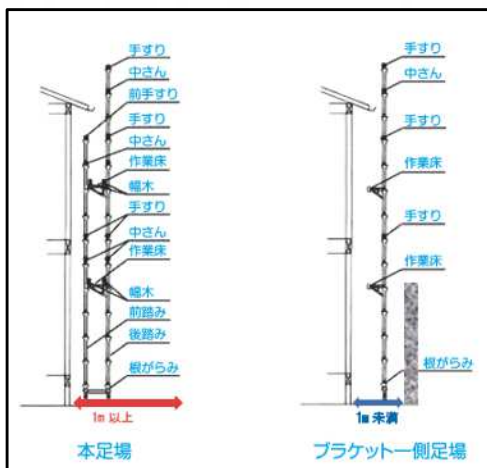
つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

※足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が 1 メートル以上ある箇所のこと。

●「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

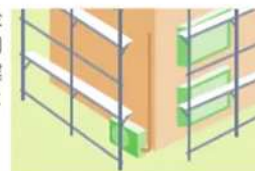
足場設置のため確保した幅が 1 メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。

なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が 1 メートル以上の箇所」を確保してください。

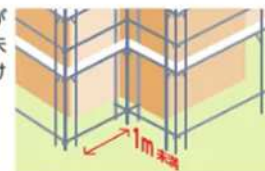


●「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

・足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を 2 本設置することが困難なとき



・建築物の外面の形状が複雑で、1 メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



・屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を 2 本設置することが困難なとき



・本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔[※]が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まるとき



※足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が 30 センチメートル以内とすることが望ましいです。

<留意点>

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を 1 本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。



※図はイメージ。分かり易くするため足場は簡略化して図示しています。

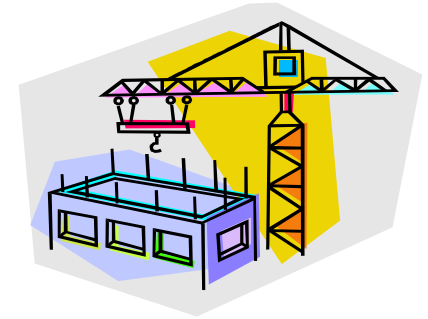
～建設機械対策について～

労働災害が発生
しないように安全衛生
管理を徹底しよう！

労働基準局広報キャラクター
「たしかめたん」



建設業の三大災害



1. 墜落・転落災害

『足場、屋根、法面等から』

2. 建設機械・クレーン等重機災害

『旋回範囲内への立ち入り、誘導員の配置なし』

『建設機械の用途外使用』

『重機の転倒災害』

3. 倒壊・崩壊災害

『足場・型枠材の構造の不備』

『土止め支保工の未設置、地山掘削面の不安全勾配』

重機災害対策1(重機との接触)



【安衛則157条①及び158条①違反の可能性あり】
幅員が十分でないため重機が転倒するおそれがあり、
また、重機の可動範囲に人が立ち入っている。

平成31年12月に、伊万里署管内でドラグ・ショベルで掘削作業中、傍で手掘りで作業をしていた労働者の頭部がバケットと側溝の間に挟まれ重傷→安衛則158条①違反で送検

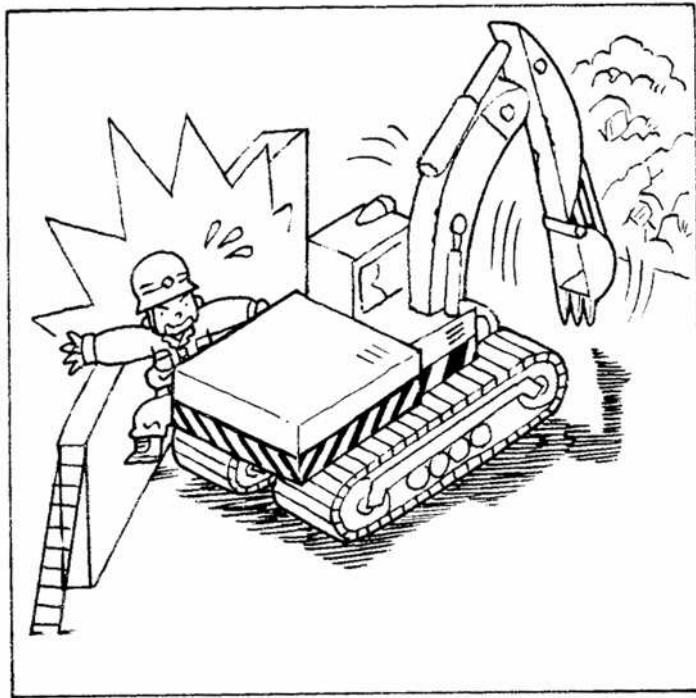
カメラで人を検知して警報によるオペレーターへの注意喚起や停止制御により衝突を回避



災害事例 ドラグ・ショベルとの接触災害

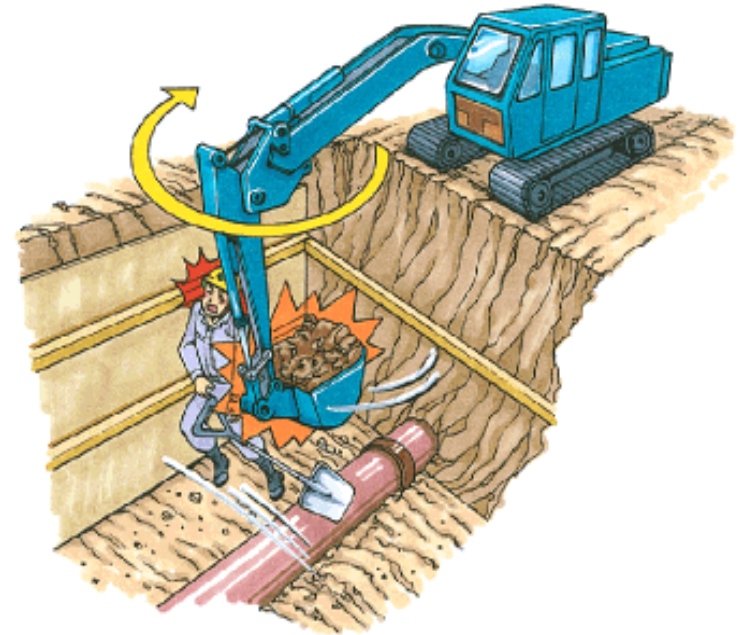
〔発生状況〕

土砂の積込みをしていたドラグ・ショベルと列車昇降台との間を通り抜けようとしたとき、旋回したドラグ・ショベルのカウンターウエイトにはさまれた。



〔発生状況〕

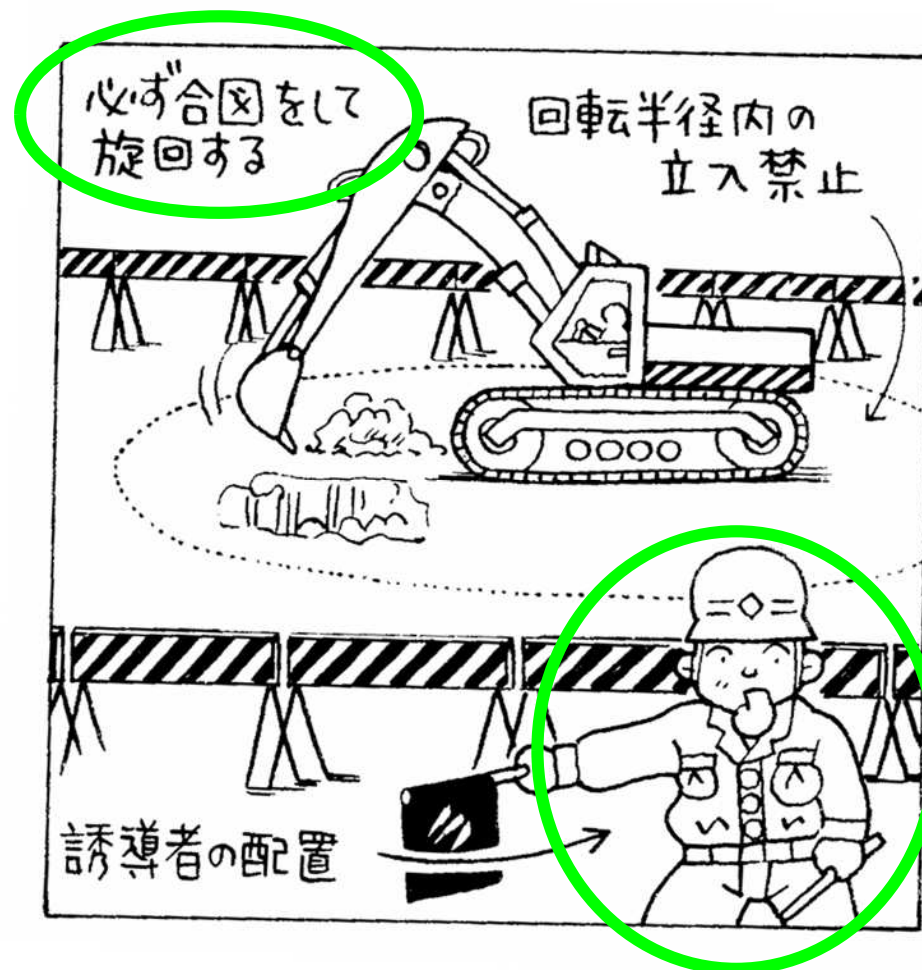
ドラグ・ショベルを運転中、運転操作を誤ってアームが急旋回し、近くで作業中の労働者にバケットが激突した。



災害事例 ドラグ・ショベルとの接触災害

《防止対策》

- I 旋回の作業半径内に立ち入らない。
- II 立入禁止のバリケードを設置するほか、誘導者を配置する。
- III 運転者は誘導者の誘導に従う。



重機災害対策2(用途外使用)



【安衛則164条①違反の可能性あり】
移動式クレーン仕様だがクレーン機能に切り替えずにつり上げ作業をすれば用途外使用

【ポイント】

荷のつり上げや掘削作業時はバリケードを設置するなどして人の立ち入りを禁止する。

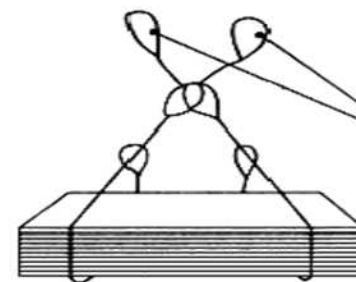
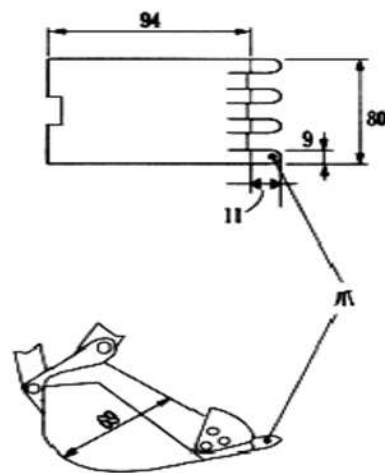
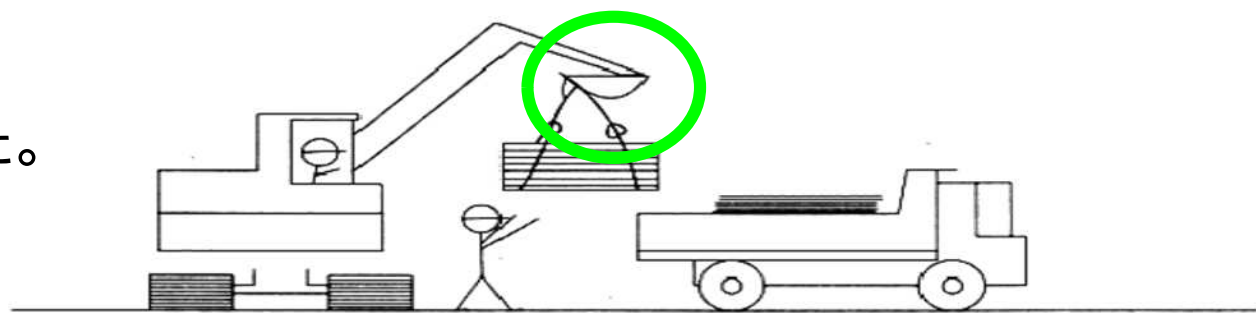
令和2年4月に、唐津署管内でドラグ・ショベルで敷鉄板をつり上げた際に転倒し、運転者が死亡→安衛則164条①違反で送検



災害事例 用途外使用による災害

〔発生状況〕

ドラグショベルで吊り上げた荷が落下し、作業員を直撃した。



ショベルの爪に
引っ掛けた

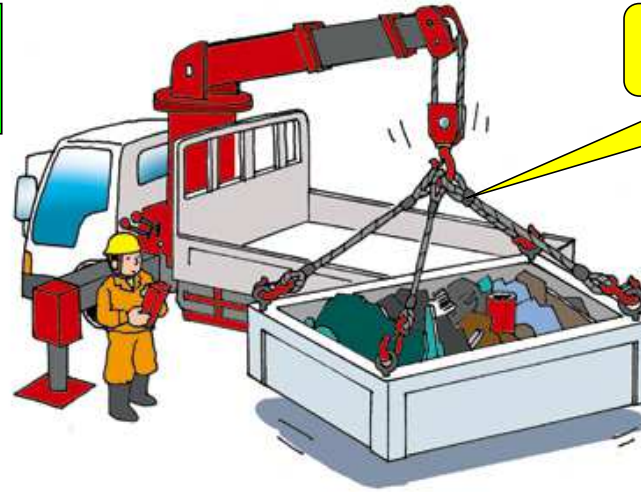
単位：センチメートル

災害発生時の作業の様子

災害事例 移動式クレーン

車両積載形トラッククレーンのアウトリガーが破損してトラッククレーンが横転

能力を超えた
使用の禁止



過荷重で使用した

車両積載形トラッククレーンの荷台に建築廃材を入れたコンテナを積み込もうとしたときにアウトリガーが破損してトラッククレーンが横転したものである。

被災者は、地切りして荷の安定を確認した後、荷台より少し高くコンテナをつり上げ、次に、荷台に積み込むため荷台後方に向けてジブを旋回および起伏していたところ、車両左側のアウトリガーが折損してトラッククレーンが左側に横転し、逃げ遅れた被災者が下敷きになった。

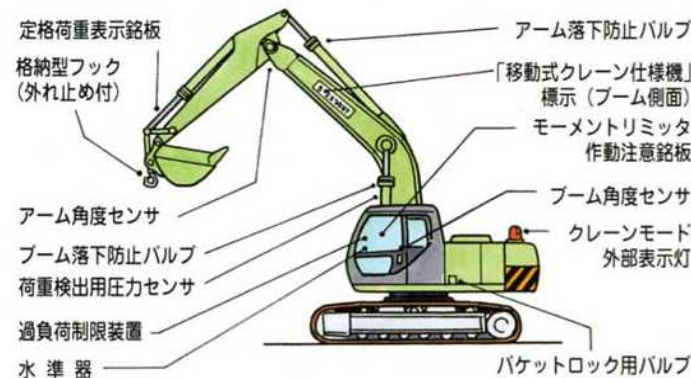
災害発生時の作業半径3m、ジブ角度は50度であり、この時の定格荷重は1.3tである。つり上げたコンテナの質量は1.7tのため過荷重であった。

クレーン機能を備えた車両系建設機械とは

クレーン機能を備えた車両系建設機械とは、油圧ショベル（ドラグ・ショベル）等の車両系建設機械に、荷をつり上げるためのフック及び安全装置等を取り付けることにより、荷のつり上げ、運搬を行うことができるクレーン機能を備えたものです。

この機械を用いたクレーン作業は、労働安全衛生規則第164条に規定される車両系建設機械の「用途外使用」には該当せず、移動式クレーンとして扱われます。

クレーン機能を備えた車両系建設機械には、クレーン作業を安全にするため、JCA規格（（社）日本クレーン協会規格）に適合した過負荷制限装置をはじめ、各種の安全装置が備えられています。



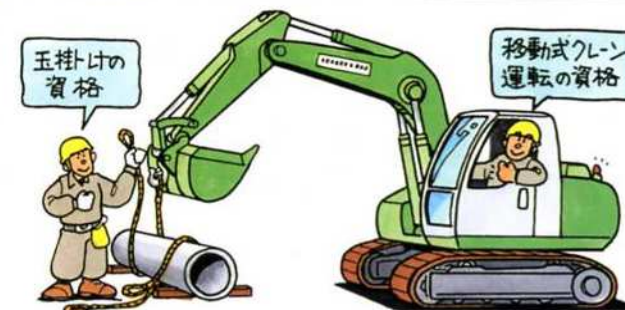
1

クレーン作業に必要な資格

クレーン機能付き車両系建設機械を用いてクレーン作業を行う場合は、移動式クレーンの運転と同様、当該機械のつり上げ荷重に応じた運転の資格が必要です。また、玉掛け作業についても玉掛けの資格が必要です。

クレーン作業に必要な資格

作業内容	当該機械の つり上げ荷重	必要な資格
運転の業務	5t以上	移動式クレーン運転士 免許所有者
	1t以上5t未満	小型移動式クレーン運転 技能講習修了者
	0.5t以上1t未満	移動式クレーンの運転の 業務に係る特別教育修了者
玉掛けの業務	1t以上	玉掛け技能講習修了者
	0.5t以上1t未満	玉掛けの業務に係る 特別教育修了者



4

車両系建設機械による災害防止のポイント

(車両系建設機械による災害防止の主要
3つのポイント)

①

作業計画の作成
(安衛則155条)

- ①種類・能力
- ②運行経路
- ③作業方法

クレーン機能付
きを使用する

②

この爪で荷のつり上げに
よる用途以外の用途に使
用してはならない。

ドラグ・ショベル
(油圧ショベル)

③

運転者が運転位置から離れる
ときは

イ. バケット、ジッパ等作業
装置を地上におろすこと。

ロ. 原動機を止め、及び走行ブ
レーキをかける等の車両系建設
機械の逸走を防止する措置を
講じること。

誘導者の合図で作業を行う

④

運転中の車両系建設機械に接触する
ことにより労働者に危険が生ずる恐
れのある箇所に労働者を立ち入らせ
てはならない。

重機災害対策3(重機の転倒)



【クレーン則70条の3違反の可能性あり】
地盤が軟弱な場所での移動式クレーンの使用は禁止。ただし、クレーン転倒を防止するために必要な広さ及び強度を有する敷鉄板等が敷設されていれば、この限りではない。

【ポイント】

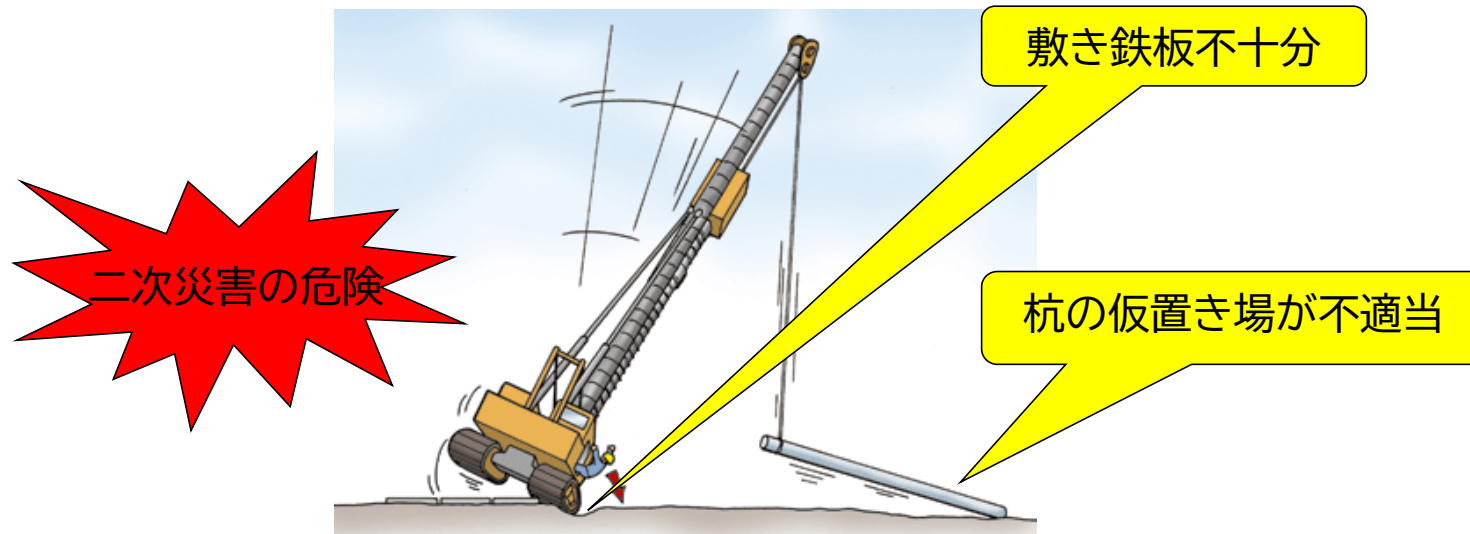
作業開始前に、地面の状況を確認すること。また、使用に適した敷鉄板等を設置すること。適切に敷鉄板を使用しているか、管理者等が、適宜、確認すること。

令和6年7月に、佐賀署管内で移動式クレーンで荷をつり上げ、ブームを旋回させていた際にアウトリガーが地面に沈み込み転倒した。



災害事例 基礎工事用機械

アース・オーガーによる杭のつり込み作業中、クローラが養生鉄板からはみ出ていたため横転



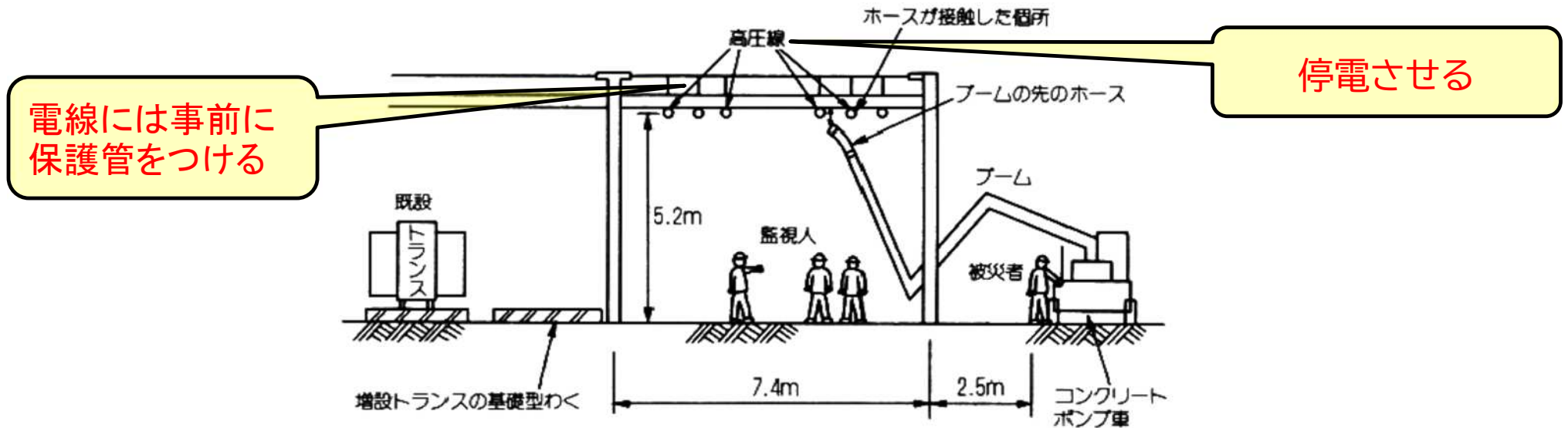
鉄塔基礎建設工事において、セメントミルク工法杭建て込み作業に使用したアース・オーガーが転倒して作業者が下敷きになったものである。

アース・オーガーを養生鉄板上から1m程外まで後進させた後、上部を杭の方向に旋回させ、杭頭に掛けられていた玉掛けロープのアイをアース・オーガーのフックに掛け、巻上げの合図をした。運転者は機械を操作し、段差を引き摺り上げるために、杭頭を地表より2m程の高さに巻き上げ操作をした。

この時、アース・オーガーの右クローラー前部の地盤が沈下し、後部がうきあがった。

災害事例 コンクリートポンプ車

コンクリートポンプ車のブームが高圧電線に触れ感電死



災害発生状況図

3人の作業者の監視のもと、通電状態でブームの折りたたみ作業を行っていた。まず、3段目のブームを2段目のブームの方へ折りたたもうとしたが、操作者が3段目のブームを急に上げてしまい、これにあわてて急いで上げるのを止めたため、この反動でブームの先のホースがはね上がり、ホースの一部がほんの一瞬、高圧線に接触した。

これにより、電流はホース、ブーム、車体、アウトリガを通過し地面に流れたが、その一部は車体から操作レバーを通して操作者の上半身に入り、操作者が感電死した。

職場のあんぜんサイトのご案内

https://anzeninfo.mhlw.go.jp

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働安全衛生総合研究所
Johas JNIOSH National Institute of Occupational Safety and Health, Japan

職場の安全を応援する情報発信サイト/
職場のあんぜんサイト

▶ HOME ▶ お問い合わせ ▶ サイトマップ 検索

労働災害統計 労働災害事例 各種教材・ツール 化学物質

- [各種教材・ツール（日本語）](#) • [Learning Materials and Tools（英語）](#) • [各种教材、资料（中国語）](#)
- [Các loại giáo trình/công cụ（ベトナム語）](#) • [Iba't ibang materyales/kagamitan sa pagtuturo（フィリピン語）](#)
- [សម្ភារៈអប់រំជូនដំណឹង（カンボジア語）](#) • [Semua Materi & Sumber（インドネシア語）](#)
- [สื่อและสื่อการศึกษาแบบต่าง（タイ語）](#) • [သင်တန်းကူညီအမျိုးမျိုး（ミャンマー語）](#)
- [प्रत्येक किसिमको शिक्षण सामग्री, उपकरणहरू（ネパール語）](#)
- [Төрөл бүрийн сургалтын материал болон хэрэгсэл（モンゴル語）](#)
- [Materiales educativos y otras herramientas（スペイン語）](#)
- [Materiais e Ferramentas de Aprendizagem（ポルトガル語）](#) • [각종 교재 · 도구（韓国語）](#)

働く人 家族 企業

みんなが元気になる職場を創りましょう。

～石綿健康障害対策について～

石綿健康障害対策

建築物・工作物の解体及び改修工事については、事前調査が必要です。

既存建築物・工作物に何らかの変更を加える工事であって、解体工事以外のものをいう。

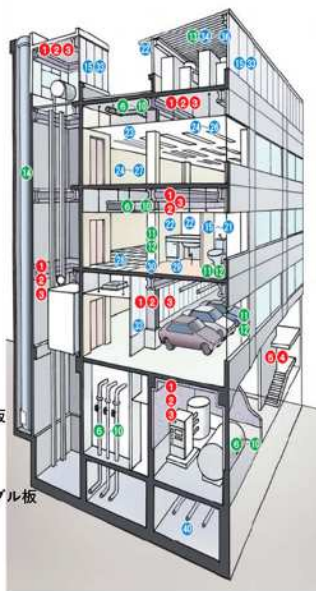
リフォーム、修繕、各種設備工事、足場の設置、塗装や外壁補修であって、既存の躯体の一部の除去、切断、破碎、研磨、穿孔を伴うものを含む。

建築物:全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備を含むものであること。

工作物:建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいい、例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等があること。なお、建築物内に設置されたエレベーターについては、かご等は工作物であるが、昇降路の壁面は建築物であることに留意すること。

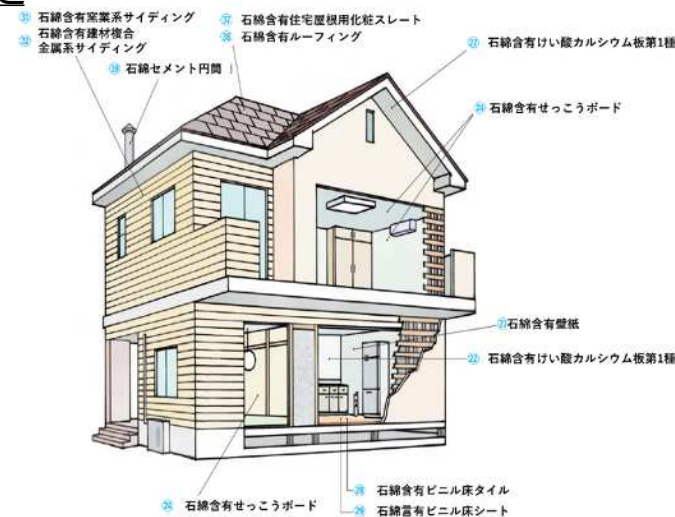
S造・RC造

- ① 吹付け石綿
- ② 石綿含有吹付けロックウール
- ③ 湿式石綿含有吹付け材
- ④ 石綿含有吹付けパーミキュライト
- ⑤ 石綿含有吹付けバーライト
- ⑥ 石綿含有けいそう土保温材
- ⑦ 石綿含有けい酸カルシウム保温材
- ⑧ 石綿含有パーミキュライト保温材
- ⑨ 石綿含有バーライト保温材
- ⑩ 石綿保温材
- ⑪ 石綿含有けい酸カルシウム板第2種
- ⑫ 石綿含有耐火被覆板
- ⑬ 屋根用折板石綿断熱材
- ⑭ 煙突用石綿断熱材
- ⑮ 石綿含有スレートボードフレキシブル板
- ⑯ 石綿含有スレートボード平板
- ⑰ 石綿含有スレートボード軟質板
- ⑱ 石綿含有スレートボード軟質フレキシブル板
- ⑲ 石綿含有スレートボードその他
- ⑳ 石綿含有スラグせっこう板



- ㉑ 石綿含有バルブセメント板
- ㉒ 石綿含有けい酸カルシウム板第1種
- ㉓ 石綿含有ロックウール吸音天井板
- ㉔ 石綿含有せっこうボード
- ㉕ 石綿含有バーライト板
- ㉖ 石綿含有その他パネルボード
- ㉗ 石綿含有壁紙
- ㉘ 石綿含有ビニル床タイル
- ㉙ 石綿含有ビニル床シート
- ㉚ 石綿含有ソフト巾木
- ㉛ 石綿含有窯業系サイディング
- ㉜ 石綿含有建材複合金属系サイディング
- ㉝ 石綿含有押出成形セメント板
- ㉞ 石綿含有スレート波板大波
- ㉟ 石綿含有スレート波板小波
- ㊱ 石綿含有スレート波板その他
- ㊲ 石綿含有住宅屋根用化粧スレート
- ㊳ 石綿含有ルーフィング
- ㊴ 石綿セメント円筒
- ㊵ 石綿セメント管

木造



出典:国交省「目で見えるアスベスト建材(第2版)」

石綿健康障害対策

事前調査の流れと必要な資格



必要な資格

● 建築物の事前調査の場合

- 一般建築物石綿含有建材調査者
一般建築物石綿含有建材調査者に係る講習を修了した者で、全ての建築物の調査を行う資格
- 一戸建て等石綿含有建材調査者
一戸建て住宅および共同住宅の内部に限った調査(共有部分は除く)を行う資格
- 特定建築物石綿含有建材調査者
一般建築物石綿含有建材調査者の講習内容に実地研修や口述試験を加えたもので、全ての建築物の調査を行う資格
- 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

● 船舶の事前調査の場合

- 小型船舶業法に基づく主任技術者や建築物石綿含有建材調査者等であって、石綿や船舶に係る一定の教育を受け修了審査に合格した者

また、令和8年1月1日以降、工作物の事前調査については以下に掲げる作業の区分に応じて、それぞれ以下の資格が必要となります。

○ 特定工作物のうち、炉設備、電気設備、配管設備、貯蔵設備等の解体等の作業

- 工作物石綿事前調査者

○ 特定工作物のうち、煙突等の建築物と一体となっている設備等の解体等の作業

- 工作物石綿事前調査者
- 一般建築物石綿含有建材調査者
- 特定建築物石綿含有建材調査者

○ 特定工作物以外の工作物の解体等の作業のうち、塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業

- 工作物石綿事前調査者
- 一般建築物石綿含有建材調査者
- 特定建築物石綿含有建材調査者

◆ 特定工作物とは(令和2年厚生労働省告示第278号)

①反応槽、②加熱炉、③ボイラー及び压力容器、④配管設備(建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。)、⑤焼却設備、⑥煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。)、⑦貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く。)、⑧発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。)、⑨変電設備、⑩配電設備、⑪送電設備(ケーブルを含む。)、⑫トンネルの天井板、⑬プラットホームの上家、⑭遮音壁、⑮軽量盛土保護パネル、⑯鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、⑰観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物であるものを除く)

出典:建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

石綿健康障害対策

事前調査報告

【報告対象となる工事】

※石綿の有無によらず以下のいずれかに該当する場合には報告が必要です。

- ① 解体部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事
- ② 請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事
- ③ 請負金額が税込100万円以上の特定の工作物の解体または改修工事
- ④ 総トン数が20トン以上の船舶(鋼製のものに限る)の解体又は改修工事

レベル1、レベル2建材の解体・改修工事については石綿事前調査報告とは別に、工事開始14日以内に、労働基準監督署に計画届を提出してください。

※ 事前調査そのものは、上記の規模によらずすべての工事で実施する必要があります。

※ 建築物の改修工事には、模様替え、修繕のほか、建築設備(ガス・電気の供給、給水、排水、換気、冷暖房、排煙、汚水処理のための設備等を含みます)の設置・修理・撤去等を行う場合が含まれます。

※ 工作物の改修工事には、定期修理が含まれます。

※ 報告対象となる工作物は以下のものです。(なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。)

- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く)
- ・配管設備(建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く)
- ・焼却設備、貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く)
- ・発電設備(太陽光発電設備・風力発電設備を除く)、変電設備、配電設備、送電設備(ケーブルを含む)
- ・トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

石綿事前調査結果報告システムによって報告をお願いします

利用方法はこちら→



大気汚染防止法に基づき、都道府県に提出すべき書類もあります。

佐賀県についてはこちら→



石綿健康障害対策

よくある質問例

1 目視調査を行ったところ、建材に「石綿不使用」と記載してあったので、石綿なしと判断した。

⇒建材の記載のみをもって、石綿の無と判断(有とするのはOK)してはいけません。必ず、建材の型番とデータベース等を照合してから判断してください。

判断できない場合は分析調査か、みなし措置をしてください。

2 外壁塗装工事なので、詳細な施工内容を考慮せず、事前調査不要と判断した。

⇒外壁塗装工事であっても、施工方法によっては(足場の設置等で建物の外壁に穿孔する場合等)事前調査が必要になる場合があります。

施工方法をよく確認してから判断してください。

3 改修工事で、請負金額100万円未満なので、事前調査不要と判断した。

⇒ご認識の基準は、事前調査の報告対象の基準と思われます。

報告対象外であっても、事前調査対象であれば事前調査をおこなってください。

4 設備の改修工事なので、事前調査不要と判断した。

⇒建築設備工事であっても石綿則上の「建築物」に該当します。

事前調査対象の工事であれば事前調査をおこなってください。

石綿健康障害対策

不適切事例(全国)

レベル1の石綿含有建材が使用されていることが把握され、大防法及び安衛法に基づく届出が行われた現場において、地方公共団体が敷地境界における石綿濃度測定を行ったところ石綿繊維が検出された。届出がされた箇所では飛散・ばく露防止措置が講じられていたが、別の箇所において、レベル1の石綿含有建材が天井裏に使用されており、当該建材が飛散・ばく露防止措置が講じられないまま天井と共に破砕されていた。本件の原因としては、事前調査が不十分であったことのほか、事業者が工期どおりに工事を行うため、飛散・ばく露防止を行わなかったと指摘されている。

建築物の解体工事において、機械室の煙突にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、飛散・ばく露防止措置が講じられないまま煙突が解体された。原因として以下の点が挙げられている。

- ・当該建築物において過去に行われたアスベスト含有建材の除去工事では、機械室は対象に含まれていなかったが、発注者は、当該建築物に使用されていたアスベスト含有建材が全て除去されたものと判断したこと。
- ・事業者は、発注者から当該建築物のアスベスト含有建材は全て除去されていると説明され、再度十分な事前調査を行わなかったこと。

建築物の解体工事において、建築物の所有者から石綿含有建材は使用されていないという説明を受けていたこと、当該建築物では改修工事が複数回行われた結果、天井の内装材が厚くなっており天井裏の調査が行いにくかったことから、適切な事前調査がされず、飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始された。工事開始後、天井板を撤去後にレベル1の石綿含有建材が確認された。

石綿健康障害対策

ばく露防止措置について

■工事開始後（石綿含有建材を扱う作業に限る）■

主な規制内容	作業の種類			
	吹付石綿、保温材等の除去等	板第1種の破砕等 けい酸カルシウム	仕上塗材の電動工具による除去	スレート板等の成形品の除去
事前調査結果の作業場への備え付け、掲示	●	●	●	●
石綿作業主任者の選任・職務実施	●	●	●	●
作業者に対する特別教育の実施	●	●	●	●
作業場所の隔離	●	●	●	
隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認	●			
作業時に建材を湿潤な状態にする	●	●	●	●
マスク、保護衣等の使用	●	●	●	●
関係者以外の立入禁止・表示	●	●	●	●
石綿作業場であることの掲示	●	●	●	●
作業者ごとの作業の記録・40年保存	●	●	●	●
作業実施状況の写真等による記録・3年保存	●	●	●	●
作業者に対する石綿健康診断の実施	●	●	●	●

石綿健康障害対策

保護具の選定

表6.1.1 呼吸用保護具・保護衣の選定

作業	石綿等の除去等の作業 (吹き付けられた石綿等の除去、石綿含有保温材等の除去、石綿等の封じ込めもしくは囲い込み、石綿含有成形板等の除去、石綿含有仕上塗材の除去)			石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材の除去等作業を行う作業場で石綿等の除去等以外の作業を行う場合
作業場所	負圧隔離養生及び隔離養生（負圧不要）の内部	負圧隔離養生及び隔離養生（負圧不要）の外部 (又は負圧隔離及び隔離養生措置を必要としない石綿等の除去等を行う作業場)	石綿等の切断等を伴わない囲い込み／石綿含有成形板等の切断等を伴わずに除去する作業	
呼吸用保護具	電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器もしくは送気マスク (区分①)	電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器もしくは送気マスク又は取替え式防じんマスク (RS3 又は RL3) (区分①～③)	取替え式防じんマスク (RS2 又は RL2) (区分①～④)	取替え式防じんマスク又は使い捨て防じんマスク (区分①～④等)
保護衣	フード付き保護衣	保護衣又は作業着	保護衣又は作業着	

備考) 区分は表 6.1.2 を参照。

表6.1.2 呼吸用保護具の区分

区分	呼吸用保護具の種類
区分①	<ul style="list-style-type: none"> 面体形及びブルーフット形（フードをもつもの）の電動ファン付き呼吸用保護具（粒子捕集効率 99.97% 以上（PL3 又は PS3）、漏れ率 0.1% 以下（S 級）、大風量形） 複合式エアラインマスク（プレッシャデマンド形） 送気マスク（プレッシャデマンド形エアラインマスク、一定流量形エアラインマスク、電動送風機形ホースマスク） 自給式呼吸器（空気呼吸器、圧縮酸素循環式呼吸器）
区分②	全面形面体を有する取替え式防じんマスク（粒子捕集効率 99.9% 以上、RS3 又は RL3）
区分③	半面形面体を有する取替え式防じんマスク（粒子捕集効率 99.9% 以上、RS3 又は RL3）
区分④	取替え式防じんマスク（粒子捕集効率 95.0% 以上、RS2 又は RL2）

正しくマスクを装着しましょう



※1 国家検定合格品を使用してください。
※2 国家検定合格品を使用してください。なお、がれき処理には有効ですが、石綿の除去等の作業には使用しないでください。

マスクの装着「悪い例」



しっかりと顔に密着させましょう

マスクの形状・破損がないことを確認した上で取替説明書に従って装着を行う。
● しめりもが外れるものは、必ず適切な長さに調整する

顔に密着しているか確認しましょう

● 取替説明書に従って使用のために必ず顔に密着しているか確認しましょう
● もし、漏れ込みが感じられた場合は…
① マスクの位置を調整する
② しめりもの長さを調整する
③ 顔とマスクとの密着状態を確認する

(社)日本保安用品協会・日本呼吸用保護具協会編

必ずフィットチェックをしましょう。

次の(A)、(B)の2つの方法があります



(A) 手を用いた方法
吸気口を手でふさぐときは、押しつけて面体が押されないように、反対の手で面体を押さえながら息を吸い、苦しくなれば空気の漏れ込みがないことを示す



(B) フィットチェッカーを用いた方法
吸気口にフィットチェッカーを取り付けて息を吸うとき、瞬間的に吸うのではなく、2～3秒の時間をかけてゆっくりと息を吸い、苦しくなれば空気の漏れ込みがないことを示す

出典「鉛作業主任者テキスト」(中央労働災害防止協会編)

石綿健康障害対策

解体・改修工事に関する各種資格・講習(労働安全衛生法に関するもの)

①事前調査時



同一

調査可能範囲は

○建築物石綿含有建材調査者(講習)

一般建築物石綿含有建材調査者: すべての建築物と建築設備を調査可能

特定建築物石綿含有建材調査者: 一般建築物の範囲に加え、より専門的な実地研修や口述試験等を経て取得。

一戸建て等石綿含有建材調査者: 一戸建て住宅や共同住宅の専有部分に範囲が限定。

○工作物石綿事前調査者(講習)

炉設備、電気設備、配管、貯蔵設備といった特定の工作物の調査が可能。

②解体・改修作業時

○石綿作業主任者(技能講習)



○石綿使用建築物等解体等作業(特別教育)



【注意点】

- ・草刈り、残置物撤去等、石綿含有建材に関係ない作業のみを行う方については、いずれの資格も不要です。ただし、同作業場で石綿含有建材を取り扱う作業を行う場合、無資格者は立入禁止としてください。
- ・石綿作業主任者技能講習及び石綿使用建築物等解体等業務特別教育については、建築物・工作物の区別はありません。
- ・石綿作業主任者技能講習修了者は、石綿使用建築物等解体等業務特別教育の上位資格になるため、同特別教育を受講せずに解体作業を行っても問題ありません。
- ・石綿作業主任者は基本的に、作業中は作業員の指揮を行う必要があります。
- ・この他にも、5m以上の鉄骨造建築物の解体、5m以上のコンクリート造工作物の解体には各種作業主任者の技能講習修了者から作業主任者に選任しなければならないほか、資格が必要な業務がある場合があります。

ご安全に！

ご清聴
ありがとうございました



年次有給休暇を活用して
佐賀県の魅力をさがそう！



年次有給休暇を取得して、**家族**と過ごしたり、
地域の行事に参加するなどして、
仕事と生活の調和を図り、**新しい働き方・休み方**を始めましょう。

厚生労働省 | 佐賀労働局 | 労働基準監督署
働き方・休み方支援ポータルサイト <https://workanddayoff.hk.go.jp/>

お問い合わせ
佐賀労働局雇用課 405室
☎ 0952-32-7218